

# 「十和田湖水質・生態系改善行動指針」改定の概要について

平成27年3月  
青森県環境生活部  
秋田県生活環境部

青森・秋田両県の県境に位置する十和田湖は国内有数の景勝地であるが、その水質は昭和61年度以降、環境基準（COD値1mg/L以下）を達成できない状態が続いており、透明度（年間平均値）についても平成16年度以降は7.5～10m程度で推移している。

両県は十和田湖の水質改善及びヒメマスの資源量回復のための具体的な方策を示すことを目的として、平成13年8月に「十和田湖水質・生態系改善行動指針」（以下「指針」という。）を策定したが、指針策定から10年が経過したことを機に、既往の調査、研究結果を検証し、有識者による検討を行い、指針を改定した。

指針改定の概要は次のとおりである。

## (1) 発電用逆送水の集水域における汚濁対策

検討結果：発電用逆送水による汚濁負荷の影響は、発電事業者による逆送水の濁度管理等により小さくなってきたものの、負荷量増加を未然に防ぐため、集水域周辺における汚濁負荷の大きい施設の把握に努めるとともに、対策を検討する必要がある。

改定内容：「逆送水の集水域における汚濁負荷の大きな施設を把握し、汚濁発生要因の削減を図る。」こととした。

## (2) 流入河川からの負荷量低減

検討結果：汚濁要因であるCOD及びリンについては流入河川からの負荷量が多い。窒素については直接的降雨による負荷量が6割を占めるが、一定量は流入河川からのものである。そのため、流入河川の汚濁負荷の発生源を解明した上で対策を検討する必要がある。

改定内容：「流入河川の窒素、リン等の汚濁負荷量の把握に努める。」とともに、「流入河川からの窒素、リン等の汚濁負荷機構について解明し、湖内への流入抑制対策を検討する。」こととした。

## (3) 湖底部底質等調査

検討結果：湖底部の溶存酸素（DO）濃度が低下し、嫌気性状態となった場合、底質から湖水へのリンの溶出が懸念されることから、湖底直上の水質調査及び底質のリン溶出量等調査を実施する必要がある。

改定内容：「湖底（中央（湖心）付近）直上におけるDO等の水質調査を実施し、貧酸素である場合は底質のリン溶出量等の調査を実施する。」こととした。

## (4) 水生植物保全

検討結果：十和田湖の水質浄化に寄与すると考えられている水生植物について、生育範囲の縮小が懸念されることから、その生育状況の把握に努めるとともに、保全対策を検討する必要がある。

改定内容：「水生植物の生育状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を検討する。」こととした。